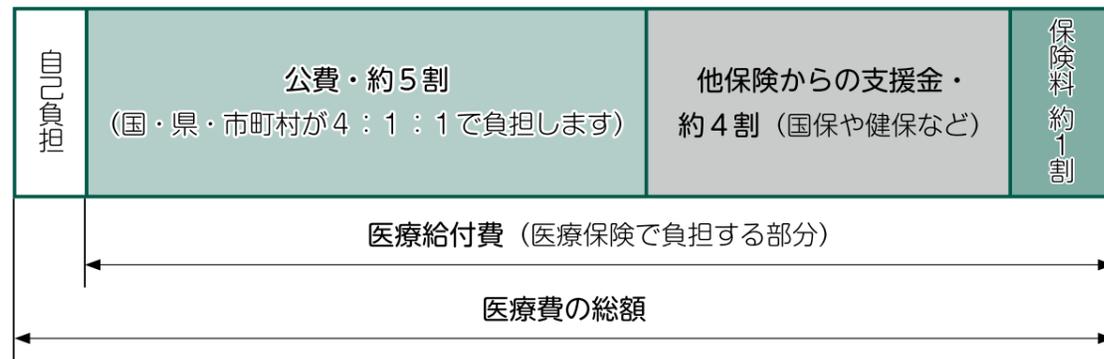


◆後期高齢者医療の被保険者数・医療給付費の状況(3月～2月診療月平均)

	実績		推計		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者数	127,354人	127,600人	127,232人	131,063人	135,249人
医療給付費総額	1,393億円	1,364億円	1,400億円	1,433億円	1,480億円
1人あたり医療給付費	109万円	107万円	110万円	109万円	109万円

- 高知県では早くから高齢化が進展していますが、被保険者数の増加や医療の高度化等に伴い、今後も高知県全体の医療給付費総額は、増加していくことが見込まれます。
- 高知県の医療給付費総額を被保険者数で平均した1人あたり医療給付費は、入院医療費が特に高いことから、全国平均を大きく上回って推移しており、令和元年度では、全国平均の88万円よりも高い109万円で、都道府県別の順位でも1番という高い状況となっています。
- 後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用の約5割を国・県・市町村の公費が負担し、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆様に負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。保険料は、皆様に安心して医療を受けていただくための大切な財源ですので、納付へのご理解とご協力をお願いいたします。



後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率が決まりました。

- 被保険者均等割額 55,500円
- 所得割率 10.50%

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。基金を活用しながら将来に渡って安定した制度運営を行っていくために、**令和4・5年度の保険料率については、令和2年度・令和3年度の保険料率(被保険者均等割額54,316円・所得割率10.49%)から引き上げることとなりました。**

令和4年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

■令和4年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたりの} \\ \text{年間保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{[被保険者均等割額]} \\ \hline \text{55,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{[所得割額]} \\ \hline \text{賦課基準額} \times 10.50\% \\ \hline \end{array}$$

- 賦課基準額とは、総所得金額等(被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額です。
- 1人あたりの年間保険料の上限は66万円です。

◆1人あたりの年間保険料の上限額が変わります。

1人あたり 年間保険料 上限額	改正前(令和3年度)	改正後(令和4年度)
	64万円	66万円

